

入 札 説 明 書

福岡県警察本部が発注する福岡県警察学校厨房機器改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日
令和8年7月17日
- 2 担当部署
工事・入札手続に関すること
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部総務部施設課契約係
電話番号092-641-4141 内線2286
- 3 工事内容等
 - (1) 工 事 名 福岡県警察学校厨房機器改修工事
 - (2) 工事場所 福岡市中央区平和5丁目14番1号
 - (3) 工事概要 ☐ 大型スチームコンベクションオープン取替
・ガス式20段
・専用カート、専用軟水器共
- 4 工 期
契約日の翌日から令和8年10月16日
- 5 入札参加資格者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和7・8年度内閣府競争参加資格審査において、業種「管」が、C、B又はA級に格付けされている者であること。
 - (4) 福岡県土整備事務所管内又は那珂県土整備事務所管内に、本社又は支社を有すること。
 - (5) 契約担当官等から取引停止又は指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (6) 「福岡県暴力団排除条例」に抵触せず、かつ、将来にわたり抵触する行為を行わない旨を誓約できる者であること。また、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約できる者であること。
- 6 契約条項を示す場所
2の部署に同じ。
- 7 入札参加申込の受付
 - (1) 受付場所
2の部署に同じ。
 - (2) 受付期間
令和8年7月17日（金）から同年7月27日（月）までの（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国の休日」という。）を除く。）午前9時00分から午後5時00分までとする。
 - (3) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 資格審査結果通知書の写し
- 8 設計図書等の閲覧及び配付
2の部署において、令和8年7月17日（金）から同年7月27日（月）までの国の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで設計図書等を閲覧に供する。
なお、7の入札参加申込を行った者には、別途、設計図書等を配付する。ただし、配付した設計図書等は、入札書提出時に返却しなければならない。また、配付した図面は複写してはならない。
- 9 入札書の提出
 - (1) 提出場所

- 2の部署に同じ。
- (2) 提出期限
令和8年7月29日(水) 午後5時00分まで
- (3) 提出書類
ア 入札書
イ 課税免税事業者届出書
ウ 工事費内訳書
- (4) 提出の方法
ア 郵送又は持参により提出すること。(電送その他の方法によるものは受け付けない。)
イ 郵送又は持参に関わらず、封筒に同封し、封筒表面に「令和8年7月30日開札、福岡県警察学校 厨房機器改修工事」と明記及び「入札書在中」と朱書きし、代表者印で封印のうえ提出すること。
ウ 郵送による場合は、9(4)イを中封筒とした二重封筒とし、2の部署の名称及び所在地を宛名とする書留郵便(令和8年7月29日(水) 午後5時00分までに2の部署に必着とする。)とすること。
- 10 開札の日時及び場所
(1) 日時
令和8年7月30日(木) 午後1時30分
(2) 場所
福岡県警察本部入札室(庁舎地下1階)
(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- 11 入札の方法
(1) 開札の結果、落札者が無い場合は、直ちに再度入札を執行するが、入札執行回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。
なお、代理人が再度入札に係る入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 12 工事内訳書の提出
入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札提出時に提出すること。
- 13 入札の無効
次の入札は、無効とする。
(1) 金額の記載がない入札
(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
(4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
(5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- 14 落札者の決定方法
予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
ただし、落札価格による申込みをした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 15 低入札価格調査基準価格の有無
無
- 16 入札保証金
徴収免除
- 17 契約保証金
予算決算及び会計令第100条の3の規定による場合のほか、これを徴する。
- 18 暴力団等排除に関する事項
受託者は、本契約で使用する工事請負契約書第48条の3第1項各号のいずれにも該当しない旨誓約できる者でなければならない。当該誓約書の提出を契約締結の条件とする。また、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を併せて誓約できる者であること。

19 人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

20 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事項に関する情報の通知

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況把握のため必要な情報と併せて通知すること。

21 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 本件入札は、開札日の前日までに入札書の提出を求めるものである。